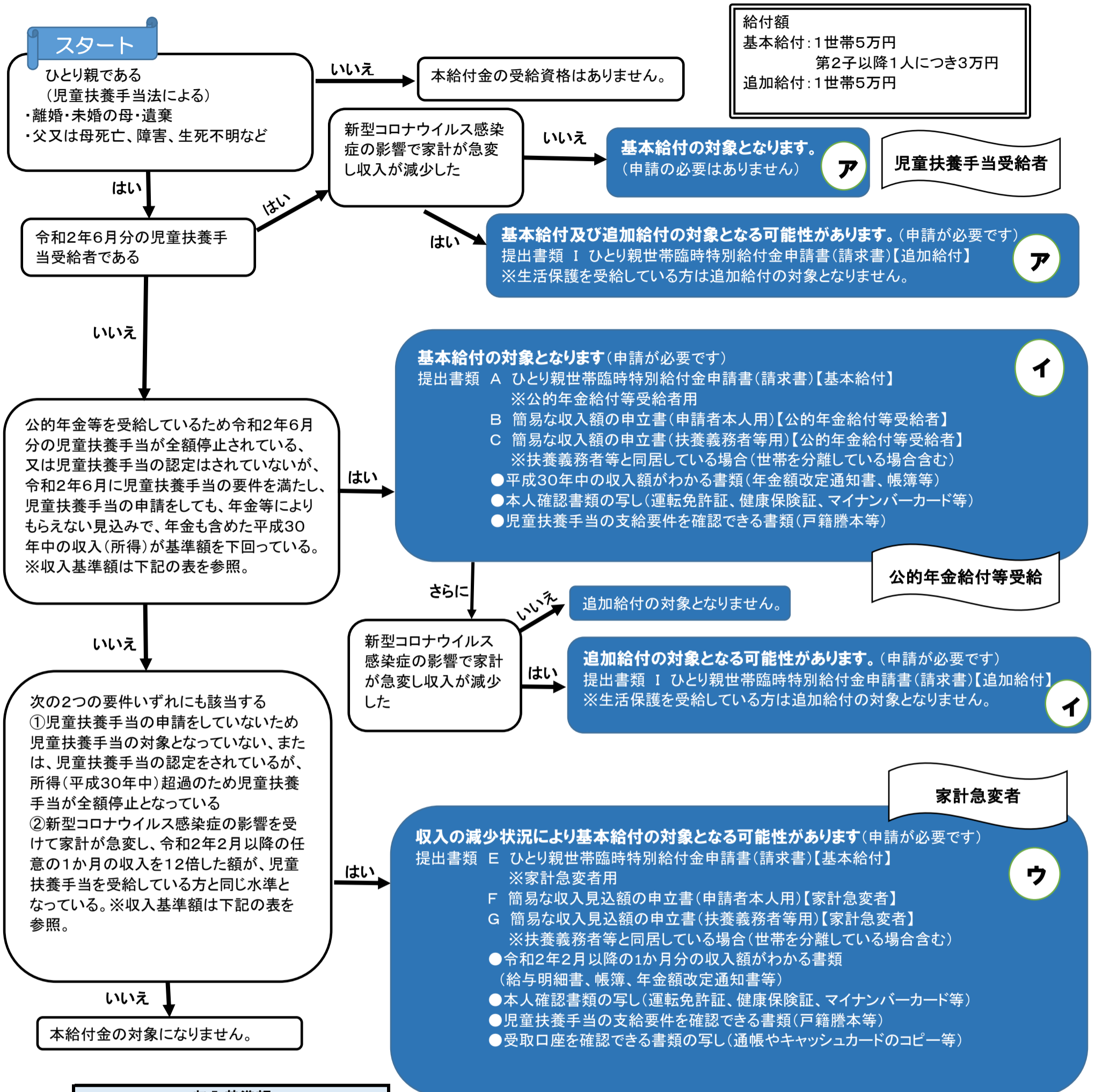


ひとり親世帯臨時特別給付金簡易フローチャート (申請期限 R3. 2. 28まで)



給付額
基本給付: 1世帯5万円
第2子以降1人につき3万円
追加給付: 1世帯5万円

収入基準額			
父または母		父母以外の養育者 扶養義務者	
扶養人数	収入基準額	扶養人数	収入基準額
0人	3,114,000円	0人	3,725,000円
1人	3,650,000円	1人	4,200,000円
2人	4,125,000円	2人	4,675,000円
3人	4,600,000円	3人	5,150,000円
4人	5,075,000円	4人	5,625,000円
5人	5,550,000円	5人	6,100,000円

収入基準額を下回っているかどうかについて『簡易な収入(見込)額の申立書』を用いて計算、確認をしてください。収入基準額未満の方が支給対象となります。

※支給対象であるか判定する際、収入よりも所得での判定の方が申請者に有利である場合には、所得による判定も可能です。その際に使用する『簡易な所得見込額の申立書』は市のホームページからダウンロードしてください。

- ※1 申請にあたっては『ひとり親世帯臨時特別給付金 申請書(請求書)【基本給付】』をよく読み、記入漏れや、提出書類の漏れがないように確認し、鴻巣市役所こども未来部子育て支援課へ郵送にて提出してください。
- ※2 不足書類がある場合は審査ができず給付金のお支払いができません。市から連絡をしますので、速やかに不足書類等を提出してください。
- ※3 令和2年6月分の児童扶養手当受給者への基本給付の振込は令和2年8月14日を予定しています。その後は順次振込いたします。詳細については市のHPをご覧ください。